

令和 5 年度決算に基づく
静岡市財政健全化審査意見書

静 岡 市 監 査 委 員

06 静 監 第 755 号

令和 6 年 8 月 27 日

静岡市長 難 波 喬 司 様

静岡市監査委員 遠 藤 正 方

同 白 鳥 三和子

同 寺 澤 潤

同 稲 葉 寛 之

令和 5 年度決算に基づく静岡市財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度決算に基づく静岡市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度決算に基づく静岡市財政健全化審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1) 審査の名称

令和5年度決算に基づく静岡市財政健全化審査

(2) 根拠法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項

3 審査の対象

令和5年度 静岡市健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

(2) 連結実質赤字比率

(3) 実質公債費比率

(4) 将来負担比率

上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

(1) 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないか。

(2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているか。

(3) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。

(4) 客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

5 審査の主な実施内容

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、上記着眼点に基づき審査した。

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和6年7月16日から令和6年8月19日まで

7 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	6.1 (25.0)	31.9 (400.0)

備考

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において、赤字額がない場合は、「—」を記載した。
- (2) 各比率の早期健全化基準を括弧内に記載した。

なお、審査の結果の詳細については後述する。

8 算定対象会計

健全化判断比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	電気事業経営記念基金会計				
		土地区画整理清算金会計				
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計				
		公債管理事業会計				
		静岡市立静岡病院事業債管理事業会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業会計			
			介護保険事業会計			
			後期高齢者医療事業会計			
			介護保険サービス会計			
			駐車場事業会計			
			競輪事業会計			
	公営企業会計	法非適用企業	中央卸売市場事業会計			
			農業集落排水事業会計			
		法適用企業	水道事業会計			
			簡易水道事業会計			
			病院事業会計			
			下水道事業会計			
一部事務組合・広域連合		共立蒲原総合病院組合、静岡県後期高齢者医療広域連合、静岡地方税滞納整理機構				
地方公社・地方独立行政法人等		静岡市土地開発公社、地方独立行政法人静岡市立静岡病院				

9 健全化判断比率の概要

(1) 実質赤字比率

ア 概要

対象会計の実質赤字額の標準財政規模（標準な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{対象会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{\ast}}$$

$$\ast \text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

イ 実質赤字額

令和5年度決算に基づく実質赤字比率は、次のとおりである。

なお、実質収支額は地方公共団体の財政の健全化に関する法律などにに基づき算出するものであり、各会計における決算数値とは必ずしも一致しない。

(単位：千円 比率：％ △印：減)

区 分	令和5年度 実質収支額	令和4年度 実質収支額	比較増減
一般会計等	6,709,827	6,866,273	△156,446
一般会計	6,675,105	6,832,583	△157,478
電気事業経営記念基金会計	99	99	0
土地区画整理清算金会計	107	1,689	△1,582
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計	34,516	31,902	2,614
公債管理事業会計	0	0	0
静岡市立静岡病院事業債管理事業会計	0	0	0
標準財政規模	197,591,090	193,465,064	4,126,026
標準税収入額等	160,852,279	155,723,064	5,129,215
普通交付税額	28,305,492	24,782,476	3,523,016
臨時財政対策債発行可能額	8,433,319	12,959,524	△4,526,205
実質赤字比率	—	—	

ウ 算定結果

実質赤字比率は対象会計の実質収支額が赤字である場合に算定されるが、本年度の一般会計等の実質収支額は黒字であったことから、実質赤字比率は算定されていない。

(2) 連結実質赤字比率

ア 概要

対象会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{対象会計の実質赤字額又は資金不足額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 算定結果

(ア) 令和5年度決算に基づく連結実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △印：減)

区 分	令和5年度 実質収支額 又は資金不足 ・ 剰 余 額	令和4年度 実質収支額 又は資金不足 ・ 剰 余 額	比較増減
一 般 会 計 等	6,709,827	6,866,273	△156,446
国民健康保険事業会計（事業勘定）	802,698	1,313,476	△510,778
国民健康保険事業会計（直営診療施設勘定）	0	1	△1
介 護 保 険 事 業 会 計	381,174	1,185,607	△804,433
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	360,271	346,245	14,026
介 護 保 険 サ ー ビ ス 会 計	500	500	0
駐 車 場 事 業 会 計	221	115	106
競 輪 事 業 会 計	724,699	748,639	△23,940
中 央 卸 売 市 場 事 業 会 計	26,223	49,117	△22,894
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	40,138	1,389	38,749
水 道 事 業 会 計	9,603,637	10,432,635	△828,998
簡 易 水 道 事 業 会 計	0	0	0
病 院 事 業 会 計	3,266,804	3,300,451	△33,647
下 水 道 事 業 会 計	8,511,674	9,539,392	△1,027,718
計	30,427,866	33,783,840	△3,355,974
標 準 財 政 規 模	197,591,090	193,465,064	4,126,026
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	

(イ) 連結実質赤字比率は対象会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が赤字である場合に算定されるが、本年度の当該合計額は黒字であることから、連結実質赤字比率は算定されていなかった。

(3) 実質公債費比率

ア 概要

対象会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金 (①)} + \text{準元利償還金 (②)}) - (\text{①又は②に充てられる特定財源 (③)} + \text{算入公債費等の額 (④)})}{\text{標準財政規模 (⑤)} - \text{算入公債費等の額 (④)}}$$

イ 算定結果

(ア) 令和5年度決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：%)

項 目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
元利償還金 ①	25,539,461	26,616,619	26,291,385	28,438,655
準元利償還金 ②	18,679,905	17,480,080	16,820,998	16,433,921
①又は②に充てられる特定財源 ③	10,173,563	10,155,431	10,286,472	10,845,058
算入公債費及び算入準公債費の額 ④	23,016,529	22,975,905	22,716,933	22,675,304
標準財政規模 ⑤	197,591,090	193,465,064	199,938,663	190,502,477
実質公債費比率(単年度) ((①+②) - (③+④)) / (⑤ - ④)	㉞6.31780	㉞6.43171	㉞5.70414	㉞6.76423
令和5年度実質公債費比率 (3か年平均) (㉞+㉞+㉞) / 3	6.1			
令和4年度実質公債費比率 (3か年平均) (㉞+㉞+㉞) / 3		6.3		

(イ) 本年度の実質公債費比率は6.1%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っており、前年度の6.3%に比べて0.2ポイントの減となっていた。

これは主に、令和2年度と比較して、分母が標準財政規模⑤の増により増加し、分子が元利償還金①の減などにより減少したことによるものである。

(4) 将来負担比率

ア 概要

対象会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (①)} - \text{充当可能財源等 (②)}}{\text{標準財政規模 (③)} - \text{算入公債費等の額 (④)}}$$

イ 算定結果

(ア) 令和5年度決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △印：減)

項 目	令和5年度	令和4年度	比較増減
将来負担額 ①	621,179,080	614,203,708	6,975,372
地方債の現在高	499,541,512	496,216,662	3,324,850
債務負担行為に基づく支出予定額	2,994,880	2,779,881	214,999
公営企業債等繰入見込額	59,643,031	59,015,142	627,889
組合負担等見込額	319,263	398,752	△79,489
退職手当負担見込額	56,714,868	53,734,494	2,980,374
設立法人の負債額等負担見込額	1,965,526	2,058,777	△93,251
連結実質赤字額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
充当可能財源等 ②	565,446,995	555,618,117	9,828,878
充当可能基金	99,480,916	87,848,216	11,632,700
充当可能特定歳入	76,435,026	76,922,431	△487,405
基準財政需要額算入見込額	389,531,053	390,847,470	△1,316,417
標準財政規模 ③	197,591,090	193,465,064	4,126,026
算入公債費等の額 ④	23,016,529	22,975,905	40,624
将来負担比率(①－②)／(③－④)	31.9	34.3	△2.4

(イ) 本年度の将来負担比率は31.9％で、早期健全化基準の400.0％を大きく下回っており、前年度の34.3％に比べて2.4ポイントの減となっていた。

これは主に、市債管理基金などの充当可能基金が増加したことにより、充当可能財源等②が前年度に比べ98億2,887万円増加したことによるものである。